

孫守り報奨金申請時必要書類

R8.4.1

※必要書類の申請様式等は、立山町のホームページから取得することができます。

※住民票又は納税証明書を代理で取得する場合は、委任状が必要となります。

- *認定申請者・・・孫守りを行う祖父母等
- *父母・・・保育対象児童の父又は母
- *保育対象児童・・・孫守りされる児童

【同居の場合】

	必要書類	備考	取得場所
①	孫守り認定申請書		健康福祉課
②	父母の就労証明書		
③	認定申請者の就労証明書	・認定申請者が就労している場合は提出していただきます。	
④	口座振替払申出書	・認定申請者名義の口座が必要です。	
⑤	世帯全員の住民票の写し (続柄入)	・認定申請者、父母、保育対象児童のいずれもが同居していることを確認します。また認定申請者と保育対象児童の関係を確認します。	住民課

※同居とは、同一の家屋で居住する家族として住民票に登録されていることであり、同じ住所でも世帯分離をしている場合は、別居となります。

【別居の場合】

	必要書類	備考	取得場所
①	孫守り認定申請書		健康福祉課
②	父母の就労証明書		
③	認定申請者の就労証明書	・認定申請者が就労している場合は提出していただきます。	
④	口座振替払申出書	・認定申請者名義の口座が必要です。	
⑤	認定申請者世帯の 住民票の写し (続柄入)	・認定申請者が、保育対象児童と父母のいずれとも別居していることを確認します。	住民課 または居住市町村 の住民票担当課
⑥	保育対象児童世帯の 住民票の写し (続柄入)	・保育対象児童と父母のいずれもが立山町に居住していることを確認します。	住民課
⑦	認定申請者と保育対象児童の 関係がわかる書類	・認定申請者と保育対象児童の関係を確認します。 (保育対象児童の戸籍謄本 等)	住民課 または本籍地 の戸籍担当課
⑧	父母の納税証明書	<p>・本事業は「立山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例」の対象事業であり、認定申請者とその同一世帯員について、滞納状況を確認したうえで、認定の可否を決定します。</p> <p>認定申請者と父母が別居の場合も、同一の条件で認定の可否を決定するため、父母の「納税証明書」をご提出いただき、納税状況を確認いたします。</p> <p>《取得していただく納税証明書の年度について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4～10月に申請 ⇒前年度 (R7) の納税証明書 ・11～3月に申請 ⇒当該年度 (R8) の納税証明書 	税務課